

チベットにおける地域紛争について

—青海省黄南チベット族自治州の事例を中心に—

デンチョクジャブ (旦却加)

はじめに

中国青海省のチベット族居住地域では、集落共同体間で家畜や牧草地、冬虫夏草採集地、灌漑用水の権利等を巡って様々な地域紛争が発生し、常に死傷者を出している。特に1990年代からその問題が一層深刻化になっている。青海省の調査では、「1990年から2000年までに679件の地域紛争が起き、そのうち武装事件が20%を占めており、死者135人、負傷者1131人を出した」[楊多才旦2001:96]とされる。

青海省のチベット族居住地域とは、中国政府によって設けられた青海省内の六つのチベット族自治州即ち、海南、黄南、海北、果洛、玉樹、海西と海東地区(地図1)を意味する。チベット族は青海省の先住民であるが、13世紀以来、民族移動が盛んになり、モンゴル族、回族、サラール族、ユグル族、カザフ族などが青海省に移住した。しかし、各民族の移動や共生によって、ユグル族などのように民族性をほとんど失ったものもあれば、新たに生まれた土族やサラール族のような民族もあった。現在、青海省はチベット族地域が最も広大であるが、人口は漢族が最大である。漢、チベット族について

回族、サラール族、土族、モンゴル族などの民族居住区となっている[王2013:3]。

本稿では主に1990年代に青海省黄南チベット族自治州¹沢庫県ニンシュウ郷ロンウ村に起こった地域紛争を取り上げ、中華人民共和国成立後の社会的変化との関連の上で、地域紛争の背景とその原因を明らかにすることを課題とする。

1. ロンウ村における地域紛争

ロンウ村は沢庫県政府所在地から西方約20 kmに位置している。西北部は青海省海南チベット族自治州同徳県のゴンコンマ村に接する(地図2)。ロンウ村の平均海拔は約3800 mであり、年平均気温-2.4~2.8℃、年平均降水量は437.2~511.9 mmである(沢庫県地方志編纂委員会2005:1)。

ロンウ村は純遊牧地域であり、牧草地はチベット高原に独特な広い渓谷に広がっている。現地住民は渓谷の両側に放牧地を持ち、冬は谷底の固定家屋に住み、それ以外の季節は自家区域をテントで移動する半定住生活を送っている。主要な家畜は羊、ヤク、馬である。ロンウ村はダカル、ダナク、ニギャ



地図1 青海省(筆者作成)



地図2 沢庫県とロンウ村の所在地(筆者作成)

の三つの自然村から構成されており、2016年の人口調査では1459世帯、8223人が居住している。

ロンウ村の牧民と、隣接するゴンコンマ村の牧民のあいだには、常に境界線地域で家畜の越境や紛失などの問題をめぐり摩擦が起き、暴力事件が発生してきた。1990年代からは境界線での家畜の紛失と越境放牧を巡るトラブルが増加し、とりわけ1995年5月30日から1996年8月30日までの14ヶ月間、双方は口論、殴り合いを発端として銃撃戦におよび、双方に多数の死傷者や掠奪による被害を出す大規模な事件にまで発展した。

紛争のきっかけは、ロンウ村の男3人が越境して公式にはゴンコンマ村の領となつている境界線付近で冬虫夏草²を採集したことであった。しかし、紛争の根本的な原因は冬虫夏草ではなく境界線一帯の広さ5.8万ヘクタールの放牧地の所有権であった。双方は境界線付近で激しい銃撃戦を数回に渡って行った。ロンウ村とゴンコンマ村の境界線を巡る紛争は、黄南チベット族自治州沢庫県と海南チベット族自治州同徳県の境界線問題でもある。両県と両州政府は、紛争中秘密裏に地域紛争に関与して、それぞれに所属する村を支持する一方で、警察官を現場に派遣して参加者を逮捕するなど非常に曖昧な態度をとった。

一方、青海省政府はそれを察知していたために、

両自治州政府を指導する形で裁定をせざるを得ず、現代刑法による解決を求めて、民政局などの官僚を派遣して停戦するよう説得した。問題となっていた境界線一帯の広さ5.8万ヘクタールの牧草地は、公式にはゴンコンマ村の領とされていたが、青海省政府は1996年7月新たに境界線を画定し、0.53万ヘクタールの牧草地をロンウ村に割譲するように定めた。これに対しては、双方とも否定的な態度を示し、紛争は1996年の8月まで続いた。

最終的に、青海省政府は双方の住民が信頼できる、その地方で最も影響力のあるラマ(高僧)にスパ(調停者)として調停するよう依頼し、伝統的な慣習法に従って解決することを認めた。また、両村の代表と交渉するため、両村が信用できるラマを2人ずつ選択し、合わせて5人のスパが伝統的な慣習法に従って関与者の意見や要求を聞き、政府に報告しながら調停書を作製、公開した。

紛争によって、結果的にはゴンコンマ村側は死者12人、ロンウ村側は死者5人を出した。双方の負傷者の具体的な数は不明だが、ロンウ村側には約20人いた。そして、屠殺や盗難等によって失われた家畜の数は計218頭となった。調停ではこれらの死傷者、そして紛失した家畜などに対するトン(stong)つまり賠償を定めた。死者1人につきトンは2万8千元(約4万8千元)、家畜は1頭

300元(約5千円)と規定され、集団的賠償を行った。また、村の公費から村の遺族にナントン(nang stong)と呼ばれる一種の見舞金を支払った。ロンウ村の場合はナントンとして1人あたり3万元(約5万円)を支払った。このように慣習法に従って、紛争は解決したのである。境界線についても、上述した1996年青海省政府が画定したものが基準となった。

2. ロンウ村の地域紛争に関する歴史的背景

青海省のチベット族居住地域は元朝以来、万戸や千戸、ナンソなどの地方政権によって支配されてきた。レブコン12族の政権は、13世紀頃現在のチベット自治区サキャからきたロンウ家が当時のレブコン12族と同盟して築き上げたものである。ナンソ政権は1949年まで続いた。当時はロンウ村もナンソ政権の下にあった。

1911年の辛亥革命の後、1912年3月から回族の馬安良と馬麒、のちに馬步芳を首領とする馬一族がアムドの広い地域に対する40年間の軍閥支配を始めた。馬軍閥の支配はチベット人の地域住民に対して残酷、暴力的であった。とりわけ税の取り立てをめぐってアムドの広い地域を襲撃し、殺人、暴行、略奪を行った[陳1997:511-516]。馬一族は1949年8月、彭徳懐に率いる中国人民解放軍第一方面軍に破れた。

2.1 中華人民共和国の成立と地域叛乱

1949年10月、中華人民共和国成立後も、中国共産党は以前の中華民国の県制度を受け継いだので、アムドの地方自治の基本的形態は殆ど変わらなかった。しかし、1950年代に至って中国共産党は民主改革と農牧業の集団化を進め、同時に、民族自治州、自治県制度を定めた。1950年代には、中国共産党はこれらの自治州において一連の新しい政策を実施した。

ロンウ村の記録によると、1952年中国共産党の工作団がロンウ村に来て、ロンウ村の三つの自然村をまとめて一つとし、現在のニンシュウ郷とした。以前の馬一族によるすべての税をなくし、「不分不闕、不画階級(牧民社会では階級区分をせず、階級闘争は行わない)」というスローガンのもと、牧民に救済金として一定の金額と家畜を与えた。そして、生産物の売買を推奨し、無料の医療などを提

供して、牧民から恐怖心をのぞき、その生活に一定の安心感をもたらした[ゼゲルデンジャムツェン等2012:100]。馬軍閥の政権によって、中国共産党はけだもの、ばけもの類だという宣伝が行き届いていたからである。

さらに、1957年から「牧民牧主兩利(貧民にも富裕牧民にも利益になる)」政策と並行して合作社を成立させ、放牧地、耕地、家畜などを政府所有に変える方針を明らかにした。しかし、実際は1956年から1959年にかけて中国共産党は反右派闘争と地方民族主義に反対する運動を起し、寺院を閉鎖し僧侶を逮捕して収容所に送った。これは仏教を信仰するチベット人にとって重大な問題であった。続いて高級合作社を合併して人民公社を組織しようとした。これを機にチベット人の武装蜂起がアムド各地で起きた。中央政府は人民解放軍を動員し、58年から徹底した鎮圧を行なった。

1958年3月から8月にかけて甘肅、青海の一部の宗教指導者と部落のリーダーが改革に反対して、中国共産党、人民政府、社会主義に対する反革命武装叛乱³を起した。半年間の「叛乱」参加者は13万人、42万平方キロに及んだ。これに対する解放軍蘭州軍区と中央軍事委員会の鎮圧作戦によって合計11万6000人が殲滅され、武器7万丁が鹵獲された[毛里1998:274]。

阿部によると、「黄南藏族自治州では25の村19の郷で反乱がおり、蜂起者は合せて1万1000人という数に達した。州人口は8万8000人だったから12%程度の参加率である。また、青海省南部鎮圧部隊指揮部は、海東地区循化県城の反乱集団を包圍攻撃したのち、5月4日、2個連隊および砲兵と歩兵の混成大隊を黄南州に進撃させた。反乱の中心は同仁県のロンウ大僧院である。蜂起集団は執拗に抵抗して最終的に掃討されたのは、アバ(四川省のアムド地域)より遅れて60年下半期であった。解放軍が鹵獲した武器の中には6丁の機関銃があったという。(旧式の)先込め銃ばかりではなかったのである」とし反乱と鎮圧の大規模だったことを述べている[阿部2006:300]。

また、同仁県のD氏によると、叛乱のため敗北した人たちはラサに逃げた。叛乱に参加したと判断された部落の成人男性は皆殺しにされ、寡婦村が生まれたところもあった。銃殺されなかった僧侶や俗人のかなりの部分は、甘肅北部の馬鬣山近くの収容

所や鉱山に送られた。寺院の財宝は解放軍が没収し行方不明になった。貴重な経典や古文書は燃やされるか布靴の靴底にされた。夏河县ラブラン寺の破壊を免れた伽藍の一部は家畜処理場になったという。(男、78歳、2014年8月3日聞き取り)

ロンウ村では、1958年8月からほとんどの男が叛乱に参加し、青海省政府から派遣された工作団や解放軍の兵士数人を殺害した。これに対して政府は徹底した鎮圧を行った。人民解放軍の激しい鎮圧によって村の人口は以前の2500人近くから1000人余に激減した。ロンウ村は政府によって「全村反革命」すなわち「土匪村」とされ、子供たちも「土匪の子」とされた。これ以後中国共産党の厳しい監視下に置かれ、叛乱に参加しなかった隣村からも厳しい差別を受けた〔ゼゲルデンジャムツェン等2012:100-124〕。

実際、沢庫県では1959年反乱を平定した直後、再び全县の人民公社化を進め、県内では六つの人民公社を成立させ、そこに4493世帯が入社し、家畜64万3799頭が人民公社のものとなった〔沢庫県地方誌編纂委員会2005:20〕。また各地で宗教改革を行い、アムドではクンプム僧院(漢人は塔爾寺と呼ぶ)が破壊を免れたほかは、ロンウ大僧院などすべての寺院は閉鎖・破壊され、3328名の僧侶が強制的に還俗させられた〔同仁県誌編集委員会2001:40〕。特に農民の階級区分は中国共産党の支配をさらに強めた。それは同時に伝統的なチベットの価値観や習慣の廃絶を伴っていた。

大躍進運動⁴によって中国全土で大量の餓死者が出たことはよく知られている。政府の公式見解では、1957年からの3年間の自然災害によって、農業が非常に打撃を受け、食糧生産が減り、農民の生活が困難になったとされている〔黄南蔵族自治州地方誌編纂委員会1999:296〕。

ロンウ村は上述したように、総人口の半分が叛乱によって死亡、行方不明、投獄され、ほとんど子供と女性しか残らなくなり、寡婦村といえるほどであった。村人によると、人民公社が成立し集団農牧業が強制された1959年から1960年にかけての二年間、大躍進のスローガンのもと、集団労働はいつそう過酷なものとなり、収穫が上がらないことから食料不足が悪化し、1人1日2両(100グラム)のツェンパ(裸麦の炒粉)しか配給されず、飢餓による死亡が激増した。

1961年の西北民族工作会議後、62年からは一時的だが調整政策によって小規模の自営が認められ、生活が好転し信仰の自由も認められるようになった。しかし、ロンウ村は労働人口の減少によって放牧家畜が減少したため、隣接する村がロンウ村の区域内で放牧しても、ロンウ村はこれと争うことはできなかった。このためロンウ村の放牧地にゴンコマ村が放牧する習慣が生まれ、広大な放牧地が他村の放牧地になったのである。

2.2 文化大革命時代

1966年、毛沢東は、自分の政策に異議を唱える劉少奇、鄧小平らを排除して党内の権力基盤を立て直そうとして、文化大革命(以下文革とする)を発動した。最初の活動家は「紅衛兵」と呼ばれた中高生、大学生たちである。行政組織を攻撃するものを「造反派」、攻撃対象の党官僚を「当権派(実権派)」、「走資派(ブルジョア)」、権力を奪うことを「奪権闘争」と呼んだ。紅衛兵は毛沢東がいう「党内に潜伏し、革命を潰そうとしているブルジョアや資本主義分子」を発見し、攻撃するために大衆を煽動した。

チベット高原の各地も漢人地域と同じく文革運動の混乱に巻きこまれた。地方政府はチベット語に翻訳されたばかりの『毛沢東語録』を学習する勉強会を開き、集落の隅々にまで社会主義と毛沢東の思想を伝えようとした。そして、四旧(旧思想、旧文化、旧風俗、旧習慣)を打ち壊すというスローガンのもと、各地域の寺院を58年の叛乱に続いてもう一度激しく破壊した。また、僧侶等は牛鬼蛇神⁵(妖怪変化)の類とされ、監禁され、還俗させられた。村における伝統的な祭りも禁止された〔デンチョクジャブ2015:246〕。

黄南チベット族自治州誌によると、1966年4月18日、青海省政府が黄南チベット族自治州に派遣した「四清」工作団が州内各県で「四清」の運動を始めた。これが文革の始まりだった。紅衛兵は8月、従来民衆のリーダーとされてきた人々と僧侶を街中で引き回した。9月中旬になると、廟や寺院などを破壊し、四清工作団は年末になって撤退した〔黄南蔵族自治州地方誌編纂委員会1999:42〕。しかし、1967年1月全县において、行政機関、人民公社、学校、農牧民地域において「紅衛兵」を名乗る戦闘隊が成立し、大字報を貼り、批判会などを

行った。特に党内の資本主義者やあらゆる「牛鬼蛇神」を引っ張り出してつるし上げた。とりわけ北京や西寧などから来た「紅衛兵」は非常に激しい運動をおこなった。すべてを疑い、すべてを打ち倒すというスローガンによって、県内各地で政権を奪取し、各種の批判集会を行い、特に県政府の指導幹部、人民公社の指導幹部などを繰り返し批判した〔同仁県誌編集委員会2001:48〕。

ロンウ村のC氏によると、「文革は10年間の災難だった。ラマ、ホンポ、チュダなど少しでも地位のあるものは全部批判され、三角帽子をかぶせられ、村から追い払われ、昼は重い仕事をさせられ、夜はつるしあげ、批判された。宗教的活動はすべて禁止され、すべての経典を焼き、毛沢東の写真の前で毎日の仕事を報告し、迷信をしないよう宣誓させられた。批判された人は、ロープできつく縛られ、睡眠と大小便を禁止されたり、ラマなどの僧侶の頭に髪の毛をつけたり、女性にはパンチェン・ラマなどの帽子をかぶせたり、ときには手足を切り取ったりした。

ある日、沢庫県の人が集まるところで、ロンウ村の一人がロープで縛られ、皆の前で批判された。紅衛兵が彼の眼球を抉り取り、目玉を手を持たせて、『痛いかな?』と聞くと、彼は『いいや、痛くない』と答えた。さらに、耳をそぎ、手を持たせると紅衛兵は同じ質問をして、彼は同じ答えを答えた。その後、鼻も口もそぎ、銃で撃たれて殺された。当時はチベット族の紅衛兵もいたが、内地から来たものは激しかった(男、71歳、2014年5月4日聞き取り)

1980年9月、県の規律検察委員会が回復して県政府と政策事務室で業務を行い、文革の時の冤罪、誤審などの残された歴史的問題に対して是正を行った。1987年まで、398の事件を受理した。再調査したところ、全面的に間違っていた事件が318件、一部は正したものは19件あった〔沢庫県地方誌編纂委員会2005:310〕。

中国政府は1981年6月29日の中国共産党中央委員会第6回全体会議の「建国以来の共産党の歴史問題の決議について」の内容によって、全体的な問題に対して説明したが、少数民族地域における文革については「過去において、特に文革時代、われわれは階級闘争の拡大の過失を犯した、これによって、多くの少数民族の幹部と民衆を傷つけた。工作中少数民族の自治権利を尊重しなかったことに対して必

ず素直に銘記する」と述べて、文革の誤りを正式に認めた〔次仁2011:387〕。

2.3 改革解放政策と生産責任制の導入

1976年の「四人組」の逮捕によって文革が終結した2年後の1978年、中国共産党の第11期中央委員会の第3総会(いわゆる「11期3中全会」)で、画期的な「改革開放」政策が発表された。それは少数民族にとっては農牧業の自営のほか、言語と宗教生活、芸術、演劇、方言使用を含む文化を復活させ、伝統的習慣が反革命として批判されることはなくなることを意味した。つまり、少数民族の民族性が尊重され、支持されることであったが、それがチベットの村落レベルで実現するのは1980年代になってからであった。

チベット地域では仏教やボン教寺院の再建、村落共同体の復活、住民による信仰の自由、個人の受戒(出家)、教育や儀礼的生活等を自由化する大きな動きが起きた。チベット人地域には、伝統的な儀式・習慣・信仰などの自由が一定程度復活した。

改革開放後、それまで人民公社体制下で実施されていた集団化経営が転換され、農牧民の自主的な生産を可能とする家庭生産請負制が実施された。それは「責任明確、方法簡便、利益直接」という利点を持っていたが、全国的に普及したのは1983年からであった。「農牧民は農地と家畜の管理を強化し驚くほどの増産に成功した。これによって集団化よりも個人経営の方が、生産性が高まることを証明した」〔Manderschld2002:278〕このような変化は、全国的に進行した経済システム改革の一部であった。

1984年「中国共産党中央政府の農村における通知」では生産責任制度を更に拡大し、全国で耕地の請負制を徹底的に実施することを決定した。1984年全国の99%の生産隊が家族生産責任制を実施し、人民公社体制は全面的に瓦解した。また、1984年中国共産党中央政府は土地生産責任請負制の期間は一般に15年以上であることを決定した〔ガザンジェ2016:38〕。

ロンウ村の場合は、生産請負制の実施と共に、1958年に成立したニンシュウ人民公社を廃止してニンシュウ郷とした。また、以前の政府が付けた「紅旗」、「東風」いう名前から元の氏族の名前を回復して、以前の三つの自然村を六つの行政村に区分した。

村内は共産党支部書記、村長、副村長、団委書記、女性主任の5人のリーダーによって管理されるようになった。これら全ての役人は村内で選挙して選ばなければならない。特に、党支部書記は黨員の中から、団委書記は団員の中から選挙される。

生産請負制の導入後、村人の生産意識が強くなり、個々の判断によって家畜の管理と放牧を行うことによって、以前と比べて生産性が高くなり、住民の生活が豊かになったことは事実である。しかしこの後、農耕地域における灌漑水を巡る紛争や、牧畜地域における家畜や放牧草地の境界線を巡る紛争が頻発した。1983年当時は、村内に党支部書記と村長しか設置していなかったが、行政機能が小さすぎ、行政は村社会を隔々まで支配することはできなかった。放牧地の管理や紛争、そして村内のトラブル等の調停や防止のために、旧社会の慣習法と共に長老会やキュダ(家畜の管理人)などの伝統的な組織も復活した。

このように、村では政府が設置した党支部書記などの役職以外に、伝統的組織である長老会、ラマの権威等が復活してトラブルや紛争を調停してきたのである。1984年に行政当局は村落間の境界線区画を行ったが、これは、叛乱と文革の混乱期の越境放牧状態をそのまま承認したもので、ロンウ村からすれば、広大な放牧地が正式に隣村の所有になったのである。

3. 地域紛争に介入する仏教権威と地方政府

1984年から中央政府は少数民族地域に対して「兩少一寛」政策を打ち出した。つまり、逮捕と死刑を少なくし、事件処理を寛大する政策である。それ以前には逮捕と死刑が多かったことを示すものであるが、文革の終結と共に、伝統社会の長老会や寺院等が復活し、行政当局も多くの集団的地域紛争をラマや長老会等によって解決することを認めざるを得なくなった。これによってチベット人地域で発生した刑事事件と民事事件は、共に慣習法による賠償・調停によって解決することが可能となった。

実際、1954年から沢庫県では県人民裁判所が成立していたが、文革により一時停止させられていた。1973年から県政府と裁判所が回復し、刑事や民事事件を処理していたとされる。1950年代から1990年代の間に州、県人民裁判所が裁決した民事事件は計7417件とされるが、実際裁判所の判決に

よるものは601件つまり僅か8.1%だけであって、残りの5754件、すなわち全体の77.6%は民間調停、慣習法に従って解決されたものである[黄南藏族自治州地方誌編纂委員会1999:924、927]。この間は、現代刑法も刑事訴訟法も事実上存在しなかったも同然であるため、当然のことであるが、アムドチベットの社会では、慣習法によって解決することが一般的であった。

大きな宗教的影響力を持つラマたちの活躍は顕著であった。特に1980年代は、パンチェン・ラマ10世⁶の活躍によって、チベット各地の地域紛争が解決した。例えば、上述した青海省と甘粛省の境界問題も、1970年代はパンチェン・ラマ10世に報告し、最終的に彼の権威ある命令によって、ジャムヤン・ラマ⁷等が調停を行ったのである。また、甘粛省の夏河県ガンジャ郷と青海省循化県ガンツァ郷の間にも1970年代末から長年に渡って紛争が続いたが、1983年パンチェン・ラマ10世による公式協議が成立し、境界線を定めることができた。彼の裁定はいずれの場合もチベット人にとっては公平な判断と受け止められた[熊征2013:152]。

ロンウ村のT氏によると、村内部で起きた事件であれ、外部で起きた事件であれ、チベット人同士では基本的にチベット式(bod gzu)に従って、すなわち慣習法によって解決するのがある種の礼儀である。若者たちが喧嘩等で軽い怪我をしたような場合は勿論個人間で、加害者側が被害者側にお茶やハタ(白いスカーフ)等を持参して謝罪(ゴズ mgo 'dzul)をした。この場合は、本人ではなく加害者の家の代表者と調停者(一般的には村長)たちが、一緒に被害者の家に行って仲直りすることが基本的な礼儀である。重傷、もしくは殺人の場合もこの様なゴズをするが、加害者側がゴズをしない場合、あるいは被害者側がそれを承認しない場合は、事件が悪化することを意味する。この時は、隣村の代表や親戚等による自発的な仲裁も現れるが、賠償額が多くなるのは避けられなかった。しかし、警察に告発する場合は非常に少ない。そのような行為はチベット人社会内部の問題を外部に持ち出す、すなわち「漢人に頼ることになる」になり、周囲からの反発が激しく、事件の悪化を意味した(2017年9月18日聞き取り、牧民、男、82歳)。

T氏が述べるように、どんな性質の紛争であれ、警察や裁判所に告発して国家の定めた現代法に従っ

て解決することは、基本的に避けられてきた。それはおそらく未だに中国政府の定めた現代法が現地チベット人になじまず、集団的紛争に対して個人に適應される現代刑法が無力なためであろう。中華人民共和国成立から40年以上経っても、大部分の地域紛争は各地方政府から中央政府までの様々なレベルの行政的介入や警察権力によっては解決することはできず、殆どは現地の慣習法に従って、宗教的権威であるラマ等によって解決されてきた。

このような法の二重的構造に対して、中国国内では、1980年代から多くの学者が議論してきた。それらは、大まかに言うと、二つの立場に分けることができる。一つは、チベット人である華熱多傑 [1989] と索端智 [1993] などによる慣習法を重視する立場である。もう一つは張 [2002] を代表とする学者たちで、慣習法はある段階までは認めるものの、最終的には廃止しなければならないとする立場である。

現実問題としては、2000年以後、中国政府によってチベット地域の放牧地の私的管理(事実上の占有)が明確化され、さらに21世紀に入り、退牧還草や生態移民などの政策が実施されることによって、放牧地やその境界線を巡る地域紛争は事実上減少する傾向がある。2010年には、中央統一戦線部によって、少数民族地域の「兩少一寛」政策を廃止する文書も出されたが、新たに出現してきた冬虫夏草や交通事故等による死亡事件を原因とする紛争に対しても、刑法と民間の慣習法の二重の解決方法が採用されているのが現状である。

ロンウ村の事例でも明らかであるように、境界線を巡る紛争の主要な調停者であるラマは、地域住民にとっては、地域で最も影響力を持つ、権威の高い尊敬すべき存在であり、最も信頼できる調停者であった。しかし、同時に彼は、政治協商会議⁸の委員ともなっており、政府に対して紛争事件を解決する責任を持つ。このような調停者たちは同時に政府側の代表でもあり、民衆の代表でもある。地方政府にとっては、伝統的調停者はその権威を利用できる存在であり、これを通して結果的に国家のコントロールを強化しているのである。

おわりに

現代チベットにおける地域紛争は、中華人民共和国成立後の複雑な歴史的過程をなおざりにして述

べることはできない。とりわけ1958年から始まる大躍進運動、そして1966年からの10年間の文革、1980年代からの改革開放政策等の社会的変動は、チベット族の社会に非常に大きな影響を与えた。現在では、地域紛争に対して政府が現代法をもって介入することは避けられない。政府は地域紛争を防止し、治安を維持する目的で地域紛争に介入するのであるが、地域住民にとっても紛争は人的、物的な損失が大きく、いち早く解決したいのである。この意味では行政と地域住民の利害は一致している。しかし、集団的紛争には現代刑法の機械的な適用は困難であり、地方政府は地域の宗教的権威と慣習法に一定程度の妥協をせざるを得ない。

改革開放政策以後、上述したようにチベット地域における中国政府の支配方法は大きく変化して来た。特に地域紛争の解決に対して、地方政府と地域住民は一種の相互依存する関係を維持している。すなわち、地方政府は行政の権威を守りつつ、地域で公認される仏教的権威者を調停者とし、地方政府の承諾を得た上で紛争を解決するのである。

謝辞

本稿の作成あたり、指導教員である棚瀬慈郎教授から大変お世話になりました。ここに記して深謝します。

註

1. 青海省の総面積は72万6160平方キロメートルである。黄南チベット族自治州はその2.6%を占めているに過ぎず、省内最も小さな自治州である。全州の総人口は172543人で、そのうちチベット族は65.24%を占めている [黄南藏族自治州概況編写組 2009:3-97]。
2. 冬虫夏草 (*Cordyceps sinensis* (Berk.) Sacc.) とは、オオコウモリガの幼虫に寄生して発生する菌類オフィオコルディセプス・シネンシスのことである。冬に地中で昆虫の幼虫に寄生して、夏になって棒状に発芽して地面に姿をあらわすキノコの仲間である。その様子から漢語では「冬虫夏草」、略称は「虫草」という。世界中で400種類以上が知られている。その中でも漢方薬としては、チベット高原とヒマラヤ山脈産の冬虫夏草が良質とされている。

3. チベット側から見れば正当な抵抗であるが、ここでは中国政府の用語として叛乱という言葉を用いる。
4. 1958年から1961年までの間、毛沢東が経済的にアメリカやイギリスを追い越すことを目的として実行した、農業と工業の大増産政策である。その結果、経済的大混乱が発生し、推定約4000万人の餓死者を出した。毛沢東は自己批判を行い、国家主席を辞任したのである。
5. 道教と仏教の用語であり、神や鬼などの意味である。文革時代、旧思想や旧文化、旧風俗、旧習慣を否定する中で、牛鬼蛇神は批判や打倒する人物を指す専門用語となったのである。
6. チベット仏教ゲルク派の最高位の化身ラマの一人で、ダライラマに次ぐ地位を占める。
7. アムドチベットにおけるゲルク派の名刹であるラプラン寺院の最高位の化身ラマである。
8. 中国共産党による全国統一戦線組織であり、全国の委員会以外に、各地方行政レベルにも設置されている。

参考文献

【英語】

Angela, Manderscheid

2002 “Revival of a nomadic lifestyle: A survival strategy for dzam thang’ sPastoralists” in Toni Huber (ed.), A mdo Tibetans in Transition.pp.271-289.

【チベット語】

rtse dge ðun rgyal mtshan (ゼゲルデンジャムツェン等)

2012 rong bo sha bi nar sbra dkar nag gi lo rgyus dang rus mdzos pad ma dkar bo’i phreng ba, zi ling sam boh ta rig gnas dar spel khang.

【日本語】

阿部治平

2006 『もうひとつのチベット現代史』、明石書店

ガザンジェ

2016 『中国青海省チベット族村社会の変遷』、連合出版
デンチョクジャブ

2015 「誰のために何を守るか」 棚瀬慈郎、島村一平
(編著) 『草原と鉱石—モンゴル・チベットにおける

資源開発と環境問題』、243-259頁、明石書店

毛里和子

1998 『周縁からの中国』、東京大学出版会

【中国語】

同仁県誌編集委員会

1999 『同仁県誌』 民族出版社

黄南藏族自治州地方誌編纂委員会

1999 『黄南州誌』 甘肃人民出版社

黄南藏族自治州概況編写組

1985 『黄南藏族自治州概況』 青海人民出版社

華熱多傑

1989 「試析安多藏区部落中懲罰制度的特点」 『青海民族研究』 (1), 103-125

熊征

2013 「甘南牧区藏族民間糾紛的解決的研究」 蘭州大学, 博士論文

張濟民

2002 『淵源流進- 藏族部落習慣法法規及案例輯録』, 『尋根理枝- 藏族部落習慣法通論』, 『諸說求真- 藏族部落習慣法專論』 青海人民出版社

陳光国

1997 『青海藏族史』 青海民族出版社

沢庫県地方誌編纂委員会

2005 『沢庫県誌』 中国鎮年鑑出版社

次仁夏加

2011 『龍在雪域、一九四七年後の西藏』 左岸文化出版
索端智

1993 「関与“賠命価”与現行法律相協調的探討」 『青海民族研究』 (1), 61-63

楊多才旦

2001 「藏区草山糾紛的成因, 危害和对策」 『西藏研究』 (2), 96-106

王昱

2013 『青海簡史』 青海人民出版社

<https://zh.wikipedia.org/wiki/冬虫夏草>

Comment

棚瀬 慈郎

国際コミュニケーション学科

現在の中国において、チベット人の居住地帯はチベット自治区だけではなく、青海省、甘肅省、四川省、雲南省にまたがっている。中国によるチベット併合以前、ダライラマ政権（ガンデン・ポダン）が支配した地域は、現在のチベット自治区を中心とした地域のみで、青海や四川に住むチベット人の多くは、直接的にはダライラマ政権からは独立した在地の首長や僧院の領民であった。

特に青海、四川の遊牧地域においては、中国政府が実効支配を始める1958年以前は伝統的な遊牧生活が続けられてきた。そこでは村（デワ）が一定のテリトリーを持ち、基本的に人々はその内部で家畜を追いながら、テントによる移動生活を営んできた。テリトリーの境界近辺での、他のデワとの牧地や家畜を巡る争いは頻繁に起こったが、その調停や被害への弁済の仕方には伝統的に定まった方法があった（Ekvall 1964）。

本論文は、現在の青海省の遊牧地帯における境界争いが、中国による支配以後におこった、様々な政治的変動（多くは悲劇的な）の影響を大きく受けていることを明らかにしている。特に興味深かったのは、1958年から中国政府が唐突に開始した急進的な社会改革に対して抵抗したか、あるいは協力したのかという違いが、その後の村の運命を決定したのみならず、現在の地域紛争の遠因となっている点である。1958年のチベット人の抵抗に対して、同じ中国内の少数民族であるモンゴル人の騎兵隊が投入

されたことは知られているが（楊 2014）、本論文で論じられているように、チベット人同士でもそこを率いる首長の方針の違いによって、隣り合う村同士が敵味方に分かれることもあった。その悲劇の影響は、未だに尾を引いているのである。このような、1958年以降に当該地域が蒙ってきた政治的変動との関係の上で、チベットの地域紛争を読み解いてゆく視点は従来の研究にはなかったものである。

また、紛争を巡る地方政府と当事者であるチベット人達の関係も興味深い。筆者によれば、それは一種の相互依存の関係であるとされるが、この先どこまで慣習法の適用が黙認されてゆくのか、中国政府による少数民族に対する国民化、環境保護を名目とした遊牧民の定住化が進められている現在、予断を許さない所であろう。

本論は筆者の博士学位請求論文を下敷きにした小論であるが、中国に暮らすチベット族について、また少数民族の現状と今後を考えるための重要な視点と材料をもたらすものとなっている。

参考文献

Ekvall, Robert B.

1964 "Peace and War Among the Tibetan Nomads"
American Anthropologist 66: pp.1119-1148.

楊海英

2014 『チベットに舞う日本刀』、文藝春秋